

東労発基 1024 第 5 号
令和元年 10 月 28 日

団体の長 各位

厚生労働省東京労働局長



長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する
要請書について

日頃から労働行政に御理解と御協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、当局及び管下の各労働基準監督署においては、今年も 11 月を「過重労働解消キャンペーン」期間として、全国一斉無料相談ダイヤル（今年度は令和元年 10 月 27 日に実施）や過重労働に係る重点的な監督指導を実施するとともに、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発を行うこととしています。

つきましては、別添のとおり、「長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書」を送付させていただきますので、貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、経営者、従業員、労働組合及び産業保健スタッフ等の関係者が一体となって取組が推進されるよう、傘下企業等に対する周知・啓発に御協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、本取組の周知に当たりましては、必要に応じ、同封しましたリーフレットも御活用ください。

【担当】 労働基準部監督課 玉置
〒102-8306 東京都千代田区九段南 1-2-1
九段第三合同庁舎 13 階
電話 03-3512-1612
FAX 03-3512-1556

令和元年 10 月 28 日

団体の長 各位

厚生労働省東京労働局長



長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた 取組に関する要請書

長時間労働の削減や賃金不払残業の解消、年次有給休暇の取得促進のためには、単に法令を遵守するだけではなく、長時間労働が生じている職場においては、人員の増員や業務量の見直し、マネジメントの在り方及び企業文化や職場風土等を見直していくことが必要であり、これまでの働き方を改め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方ができる職場環境づくりを進める必要があります。

また、過労死等防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号）において 11 月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発を行うこととされています。

このようなことから、東京労働局としては、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、昨年を引き続き、10 月を「年次有給休暇取得促進期間」、11 月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、集中的な周知啓発等を行うこととしています。

働き方の見直しに向けた取組を進めるためには、長時間労働を前提とした労働慣行から、早く帰る労働慣行への転換を図るとともに、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するための取組等を積極的に行っていただくことが重要です。

具体的には、経営トップによるメッセージの発信や、勤務間インターバル制度、フレックスタイム制、年次有給休暇の計画的付与制度などの導入、ノー残業デーの設定、年次有給休暇の取得による連休の実現（プラスワン休暇）等が考えられますが、各々の企業の実情に応じた取組を着実に行っていただくことが大切です。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革や夏の生活スタイル変革（ゆう活）に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めてこの取組の趣

旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対する周知啓発に向けて御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

その際、大企業・親事業者の働き方改革等による、下請等中小事業者への適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」に対しては、東京労働局及び各労働基準監督署での相談情報を地方経済産業局に提供するほか、大企業等に対して要請等を行うなど、「しわ寄せ」防止に向けた取組を関係省庁と連携を図って進めていることについて、併せて周知いただきますようお願い申し上げます。

平成31年4月1日からは、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）による改正後の労働基準法（昭和22年法律第49号）において、時間外労働の上限規制が罰則付きで規定され、さらに、令和2年4月1日からは時間外労働の上限規制が中小企業にも適用されることとなります。

このため、長時間労働の削減等の問題について、東京労働局においては、

- ① 著しい過重労働や賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導の強化
- ② 休暇の取得促進を始めとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化を2つの柱として、局を挙げて取り組んでいるところです。

今後とも、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しへ向け、様々な取組を実施していく方針ですので、引き続き、御協力をお願い申し上げます。

